

一般社団法人 北海道こどもホスピスプロジェクト  
職員給与規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人北海道こどもホスピスプロジェクト第30条の規定に基づき、職員の給与に関し、必要な事項を定める。

第2条（給与等の定義）

この規程で給与等とは、基本給、通勤手当、役職手当、超過勤務手当をいう。

第3条（給与の支給と控除）

- 1、 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支給するものとする。ただし、職員の同意を得て、当該職員の本人名義の預貯金口座への振込みによる方法により支給することができる。
- 2、次に掲げるものは、給与から控除する。
  - ① 源泉所得税
  - ② 健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
  - ③ 雇用保険の保険料の被保険者負担分（給与の計算期間及び支払日）

第4条（給与の計算期間及び支払日）

- 1、給与は、前月21日から起算し、当月20日を締切りとした期間について計算し、当月25日に支給する。ただし支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支給する。
- 2、前項の計算期間の途中で採用、または退職した場合の月額による給与は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支給する。

第5条（基本給の決定）

基本給は、別表に定める通り、本人の職務内容、能力、勤務成績、年齢、公的年金受給の有無等を勘案して、各人別に、月給、日給または時間給により、理事長の承認を得るものとする。

第6条（通勤手当）

通勤手当は、合理的と認められる経路に応じ、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条（役職手当）

役職手当は、事務局長の職にある者に対し支給する。手当の額は年度ごとに財政状況を勘案のうえ、適切な額を当該年度の収支予算に盛り込むものとする。

## 第8条（超過勤務手当）

1日7時間、1週（日曜日～土曜日）35時間を超えた勤務に対して超過勤務手当を支給する。超過勤務手当は、次の算式により計算して支給する。

### ①月給制の場合

ア 所定勤務時間を超えて勤務させた場合

基本給÷年平均1カ月所定勤務時間×1.25×時間外勤務時間数

イ 法定休日に勤務をさせた場合

基本給÷年平均1カ月所定勤務時間×1.35×休日勤務時間数

### ②時間給制の場合

ア 所定勤務時間を超えて勤務させた場合

時間給×1.25×時間外勤務時間数

イ 法定休日に勤務をさせた場合

時間給×1.35×休日勤務時間数

前項の1か月平均所定勤務時間数は、次の算式により計算する。

（毎年4月1日から1年間における所定労働時間数の合計）÷12（休暇等の給与）

## 第9条

- 1、年次有給休暇の期間は所定勤務時間勤務したときに支払われる通常の給与を支給する。
- 2、生理休暇、産前産後休暇、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間、育児時間、看護休暇、介護休暇の期間は、無給とする。
- 3、特別休暇の期間は、第1項の給与を支給する。 4 休職期間中は、原則として給与を支給しない。

## 第10条（欠勤等の扱い）

- 1、欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については給与を支給する。
- 2、前項の場合、月給による基本給については、次の額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間数を乗じた額を差し引いて支給する。  
基本給÷1カ月平均所定勤務時間数  
（1カ月平均所定勤務時間数は第7条第3項の算式により計算する。）

## 第11条（給与の改定）

給与の改定は、基本給を対象に、随時、職員の勤務成績を評価し、実施する場合がある。

## 第12条（賞与）

賞与は、原則として支給しない。ただし、特別に顕著な功績があったと認められる職員に対し、財政状況を勘案のうえ、支給する場合がある。

## 第13条（退職金）

職員の退職に伴う退職金は、支給しない。

以上

## 職員給与規程 別表

一般社団法人北海道こどもホスピスプロジェクト

職員給与規程第5条の給与の決定にあたっては、下記算出根拠・資料を参考として理事長が決定する

### <専門職>

- 算出根拠
- 1 月額報酬は  $A \times B \times C$  で算出
  - 2 B については、上位学位の内容などを勘案して 1.05～1.2 の範囲内で決定
  - 3 C については、業務内容・関連性などを勘案して 0.02～0.05 の範囲内で個々に決定
  - 4 賞与は原則支給しない。

A	B	C
大卒初任給（注）	修士課程等	業務経験

月額初任給  $1.05 \sim 1.15 \times 1 + \text{年数} \times 0.02 \sim 0.05$

注：厚労省の最新統計に従う（参考：令和元年度は 210,200 円）

<事務職> 求職情報誌が公表する職種別年収の内「事務/アシスタント」等を参考とする

<https://doda.jp/guide/heikin/syokusyu/> [【163の職種別】平均年収ランキング](#)  
[最新版 | 転職なら doda \(デューダ\)](#)